



<健康保険の適用を受けて禁煙外来を利用するための条件>

以下の全てに該当する必要があります。

- ニコチン依存症を診断するテスト（TDS）で 5点 以上（下記）
- 直ちに禁煙を始めたいと考えている

満35歳以上の方：

- 現在の1日の平均喫煙本数 × これまでの喫煙年数 が 200 以上

1日 本 × 年間 =

※上記に加え、禁煙治療を受けることに文章で同意する必要があります。（禁煙外来でご記入下さい）



ニコチン依存症のスクリーニングテスト（TDS）



設問内容		はい 1点	いいえ 0点
問1	自分が吸うつもりよりも、ずっと多くタバコを吸ってしまいましたか。		
問2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことはありましたか。		
問3	禁煙したり本数を減らそうとしたときに、タバコがほしくてほしくてたまらなくなることがありましたか。		
問4	禁煙したり本数を減らしたときに、次のどれかがありましたか。（イライラ、神経質、落ちつかない、集中しにくい、ゆううつ、頭痛、眠気、胃のむかつき、脈が遅い、手のふるえ、食欲または体重増加）		
問5	問4でうかがった症状を消すために、また煙草を吸い始めることがありましたか。		
問6	重い病気にかかったときに、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。		
問7	タバコのために自分に健康問題が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
問8	タバコのために自分に精神的問題 ^注 が起きているとわかっているのに、吸うことがありましたか。		
問9	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。		
問10	タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。		
合計			

注)禁煙や本数を減らした時に出現する離脱症状(いわゆる禁断症状)ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態。

※過去に健康保険等で禁煙治療を受けたことがある場合、前回の治療の初回診察日から1年経過しない場合は、自由診療となります。

※これらの条件を満たさない場合でも、自由診療で治療を受けることができます。

